

東海市公告第147号

東海市名和町及び南柴田町の各一部における国土調査事業のため、地籍調査として毎筆の土地の面積の測定並びに地籍図及び地籍簿の作成を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき公告する。

令和8年6月22日

東海市長 花田勝重

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和8年4月7日
- 2 調査を実施する者の名称  
東海市
- 3 調査地域  
東海市名和町及び南柴田町の各一部
- 4 調査機関  
公告日から令和9年3月31日まで